

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、A所在のB会社（以下「会社」という。）C支店に雇用され、自動車整備業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、D病院を受診し、「急性ストレス反応、解離性障害」と診断され、同月〇日、自宅トイレで倒れ、E病院を受診した。翌日、再び自宅トイレで倒れたため、E病院に救急搬送され、治療の後帰宅した。その後、被災者は、希望してD病院に入院したが、同日、同病院内トイレにおいて、心肺停止状態となっているところを発見され、救命措置が行われたものの死亡した。死亡診断書には、「直接死因：急性心不全」、「発症から死亡までの期間：短時間」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者に発症した疾病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の死因及び死亡日時について、F医師は、死亡診断書に記載された直接死因は急性心不全、発症から死亡までの期間は短時間、死亡日時は平成〇年〇月〇日午後〇時〇分としているところ、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、被災者の心血管リスク保有状況や発症時の状況からみて被災者の死亡原因は急性心不全であり、発症及び死亡日は平成〇年〇月〇日であると述べている。当審査会としても、呼吸困難感出現から短時間で死亡に至ったという経過から、G医師の意見は妥当であり、被災者は、同日に急性心不全（以下「本件疾病」という。）を発症し死亡したと判断する。

(2) 本件疾病を含む虚血性心疾患等の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) そこで、認定基準に基づいて本件を検討すると、次のとおりである。

ア 異常な出来事について

被災者は、平成〇年〇月〇日から発症日である同月〇日までの4日間勤務を休んでおり、決定書理由に説示するとおり、被災者が本件疾病発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇したという事実は認められないものと判断する。

イ 被災者の労働時間について

(ア) 監督署長が認定した被災者の労働時間集計表（以下「労働時間表」とい

う。)は、被災者が自ら記入した直接作業時間記録票に基づいて集計しており、決定書理由に説示するとおり、直接作業時間記録票を作成するための時間として毎日15分、整備完了日には作業伝票作成のための時間として30分を加算し被災者の労働時間としている。

(イ) 請求人は、ラジオ体操の時間、着替えの時間、共用パソコンへの勤務時刻入力作業時間等も労働時間として算定するよう主張している。

当審査会としては、請求人の主張するこれらの時間のうち、ラジオ体操の時間については一律に参加を義務付けられていることから労働時間に算入できると考えるものの、その所要時間は1日あたり5分程度とみなすことが妥当であり、他方、着替えの時間及び共用パソコンへの勤務時刻入力作業時間については相応な時間を要するものとは認められないことから、労働時間として算入しないこととする。

(ウ) 一方、請求人は、被災者には、直接作業時間記録票には記録されていない通勤途中に部品を取りに行く業務が相当回数あると主張している。この点、〇月〇日の直接作業時間記録には、「8:00~9:00 H部品直取」との記録があり、被災者は当日、通勤途中に部品を受け取る業務についても直接作業時間記録票に記入していることが認められるが、他に請求人の主張を具体的に裏付けるものは認められず、同主張は採用することができない。また、請求人のその他の主張についても、客観的かつ具体的な根拠がないことから、その主張は採用することができない。

(エ) 以上から、当審査会としては、労働時間表の労働時間に始業時刻を9時としている日につきラジオ体操の時間をそれぞれ5分加えたものを被災者の労働時間とする。

ウ 短期間の過重業務について

被災者は、発症日を含む4日間は休暇を取得していることが認められる。

また、被災者の本件疾病発症前1週間の総労働時間は、上記イ(イ)によるラジオ体操時間5分を加えると25時間05分であり、決定書理由に説示するとおり、本件疾病発症前1週間において特に過重な業務に従事したものと認められない。

エ 長期間の過重業務について

(ア) 被災者の本件疾病発症前6か月間の時間外労働時間は、上記イ(イ)に

より、ラジオ体操の時間を加えると、次のとおりとなる。

期 間	各月の 時間外労働時間	1か月当たりの 平均時間外労働時間
発症前1か月（平成〇.〇.〇～同年〇.〇）	76時間00分	—
発症前2か月（平成〇.〇.〇～同年〇.〇）	76時間45分	76時間23分
発症前3か月（平成〇.〇.〇～同年〇.〇）	36時間00分	62時間55分
発症前4か月（平成〇.〇.〇～同年〇.〇）	35時間30分	56時間04分
発症前5か月（平成〇.〇.〇～同年〇.〇）	76時間00分	60時間03分
発症前6か月（平成〇.〇.〇～同年〇.〇）	45時間50分	57時間41分

そうすると、被災者の本件疾病発症前1か月間の時間外労働時間数は76時間00分であり、また、発症前2か月間ないし6か月間の1か月当たりの平均時間外労働時間数は、発症前2か月平均の76時間23分が最長であると認められる。

(イ) 労働時間以外の負荷要因について

請求人は、被災者が暑熱環境下で勤務していた旨主張する。しかし、工場内は、直射日光は遮られ、シャッターが開けられており通風はあること、夏季は送風機及び扇風機が設置されていることからすると、著しい高温環境下で業務に従事していたとは認められない。

(ウ) 以上のとおり、被災者の時間外労働時間数は、発症前1か月間におおむね100時間を超えておらず、また、発症前2か月ないし6か月間にわたって1か月当たり平均時間外労働時間数はおおむね80時間を超えておらず、業務と発症との関連性が高いと評価するまでには至っていないと判断する。

また、認定基準では、身体又は精神的な負荷が少ない場合には、仮に時間外労働時間数から業務と発症との関連性が高いと評価するのが通常であ

るときであっても、直ちに業務と発症との関連性が強いと評価することは適当ではないとされているところ、被災者は被災者自身の記載した直接作業時間記録表や上司の申述によると、被災者は難しい整備の業務に従事することはなく、トラック等の洗浄作業、上司・同僚の手伝い、ゴミ捨て等の業務に主として従事しており、被災者自身雑用的な仕事が多いと発言していたことから、被災者が従事していた業務は身体又は精神的な負荷が少なかったものと判断することが相当であり、被災者が特に過重な業務に従事していたものとは言えないと判断する。

なお、一件記録を精査するも、被災者に時間外労働以外の特段の負荷要因を認めることができなかった。

オ 業務以外の要因について

(ア) 被災者は、平成〇年の健康診断において、肥満、脂質異常症、高尿酸血症、赤血球数上昇等の異常を指摘されており、喫煙習慣があることも認められる。また、上記健康診断時、身長〇cm、体重〇kg、BMI 〇kg/m²、腹囲〇cmと高度肥満であることが認められ、同様の状況が少なくとも平成〇年から続いていたことが認められる。

(イ) G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者は高度肥満で、脂質異常症、HDL-コレステロール低下症、高ヘマトクリット血症、喫煙習慣と多くの心血管系のリスク因子を有しており、高度肥満により睡眠時無呼吸症候群を合併したことが推定される旨指摘するとともに、死亡原因については、被災者の心血管系リスクに関連して発症した本件疾病と判断する旨述べている。

(ウ) この点について当審査会としても、一件記録を精査したところ、被災者は、BMIが〇を上回る極めて高度な肥満であり、標準値を大きく上回る腹囲からみて高度の内臓脂肪の過剰な蓄積を伴い、さらに、脂質代謝異常症等を伴っていることから、病的な肥満症に該当するものであると思料する。しかも、被災者は、生活指導を含む適切な治療を全く受けておらず、被災者の肥満症は、適切な治療を行わなければ、心血管疾患発症リスクを亢進させ、生命予後にも悪影響を及ぼす可能性があると考えられることからすると、前述のG医師の意見は妥当であり、被災者の死亡は、肥満症に伴う心血管リスクに関連して発症した本件疾病によるものであると判断す

る。

(4) 以上を総合すると、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するが、被災者には、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」、「長期間の過重業務」のいずれも認められず、業務上の負荷が本件疾病の発症に一定の影響があったと推定されるものの、上述した被災者の肥満症の重症度に鑑みると、当審査会としては、被災者の業務上の負荷と本件疾病の発症との間に相当因果関係があるとは認められず、被災者の本件疾病による死亡も業務上の事由によるものであるとは認められないと判断する。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。